

議案第51号

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

多可町長 吉田一四

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号を次のように改める。

（2） 2以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号」を「神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(町議会議員等の範囲)</p> <p>第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市の議会議員 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市の議会議員を除く。)</u></p>	<p>(町議会議員等の範囲)</p> <p>第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>2以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員</u></p>
<p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号</u>に置く。</p>	<p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号</u>に置く。</p>